

奈良県手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

### 奈良県規則第九十三号

奈良県手数料条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県手数料条例施行規則（平成十二年三月奈良県規則第六十八号）の一部を次のように改正する。

第九条を削り、第十条を第九条とする。

第十一条（見出しを含む。）中「三百九十九の二の項」を「三百九十九の二の二の項」に改め、同条を第十条とする。

第十二条を第十一条とする。

### 附則

この規則は、平成二十七年六月一日から施行する。ただし、第十一条（見出しを含む。）の改正規定（「三百九十九の二の項」を「三百九十九の二の二の項」に改める部分に限る。）は、同年四月一日から施行する。